

各 位

会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代 表 者 名 代表取締役社長 田 村 隆 盛
(コード番号：3814 東証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 執行役員管理部長 菊 本 健 司
電 話 番 号 0 8 3 6 - 3 9 - 5 1 5 1
U R L <http://www.afs.co.jp/>

訴訟結果に関するお知らせ

当社が平成 27 年 12 月 11 日付けで「当社元取締役に対する損害賠償請求提起に関するお知らせ」により開示いたしました、当社の元取締役である松崎常男氏（以下「松崎氏」といいます。）に対して提起した損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本訴訟の概要

松崎氏は、平成 26 年 12 月 26 日の定時株主総会にて当社の取締役を解任された後、当社に対して何らの損害賠償債務を負っていないこと等の確認を求めて、平成 27 年 4 月 1 日付けで、東京簡易裁判所に民事調停を申し立てましたが、同年 11 月 18 日、調停は不成立となり終了いたしました。本訴訟は、当該調停中に判明した松崎氏が当社の取締役在職中、取締役としての善管注意義務違反を構成する任務懈怠行為により、当社が少なくとも合計 1623 万 7220 円の損害を被ったことから、その損害賠償を求めて提起したものです。

2. 裁判経過について

本訴訟提起後、松崎氏は、平成 28 年 4 月 26 日付けで、当社の取締役としての残任期分の報酬額合計 1687 万 5000 円を支払うことを求めて反訴を提起しました。

山口地方裁判所宇部支部より、本件に関する一切の事情を考慮した上で、本訴訟の訴え及び松崎氏による反訴をそれぞれ取り下げること及び当社と松崎氏との間で債権債務のないことを相互に確認することを内容とする和解案が提示されたことにより、当社と松崎氏との間で当該和解案を内容とする和解に合意するに至りました。

これを受けて、山口地方裁判所宇部支部は、平成 28 年 12 月 28 日付けで、民事調停法 17 条に基づき、上記和解内容に係る調停に代わる決定を行い、当社は平成 29 年 1 月 5 日付けで当該決定書を受領しました。これにより、同月 19 日までに当事者双方から異議が出ないことを条件として、裁判上の和解と同一の効力が生じます。

3. 当社の所見

当社といたしましては、引き続きコーポレート・ガバナンスの観点から、取締役による善管注意義務違反が生じないように注意するとともに、昨今のコンプライアンス経営の重要性に鑑み、当社の機密情報の漏洩等が生じないように注力して参ります。

本決定又は本訴訟に係る費用が当社業績に与える影響はございません。

なお、本和解の当事者は当社と松崎氏であり、それ以外の者と松崎氏との間における債権債務関係に影響を与えるものではありません。

以 上